

朝鮮民衆は「植民地的近代」をどのように受けとめたか ——民情調査資料『酒幕談叢』に見る 1910年代の朝鮮社会

松田利彦

国際日本文化研究センター

はじめに

本稿は、日本統治下の朝鮮において、公州憲兵隊・忠清南道警務部が1911、13、14年に調査・編纂した民情調査資料『酒幕談叢』を素材に、当時の朝鮮社会の状況を論じようとするものである。その際、特に日本の植民地支配開始に伴い導入された新たな文物・制度・秩序に対し、当時の朝鮮民衆がどのような反応を示したか、に注目したい。

本資料の作成された1910年代は植民地初期の「武断政治」期にあたる。この時期は、出版・言論弾圧により極端に残存資料が少なく、植民地期全体の中でも最も研究が立ち遅れている時期だと言わざるをえない。にもかかわらず、1910年代研究にはこの時期固有の解明すべき課題が存在する。一つは、韓国「併合」（以下、引用符号省略）につづくこの時期は、日本の支配が朝鮮社会を本格的に変貌させていく初発点であり、その具体的様相を解明することが課題とされてきた。今ひとつの課題としては、この時期が1919年の3・1独立運動に帰着する歴史的要因を探求することも重要視されてきた。これまで、1910年代の政策史研究、運動史研究のいずれにおいても、このような課題のいずれかあるいは両者を意識しながら進められてきたといつてよい。

しかるに、いずれの課題に接近するにせよ、日本の支配に対して民衆がどのように反応しどのような意識を形成したか、という問題は避けて通ることができない。このような視点を欠く場合、政策史研究は、日本の支配が一方向的に朝鮮社会に貫徹したかの如く見る結果に陥りがちであり、運動史研究においては、独立運動家や近代的エリート思想・行動を無条件に一般民衆のそれと同一視したりする単純化された議論に帰結しかねないだろう。

本稿で使用する『酒幕談叢』は、後述するようにいくつかの問題点はあるにせよ、民衆自身の肉声を記録した資料で、これまで研究者の間でも知られていなかったものである。本論文が、同資料を紹介・分析するのは、1910年代研究において關鍵的位置を占める民衆の意識・心性について貴重な知見を与えてくれるものと考えたからにほかならない。

さて、植民地支配の開始に伴う新たな社会秩序の導入とこれに対する民衆の反応という問題を理解しようとする際、有益な理論的枠組みを示しているのは、近年盛んに提唱されつつある「植民地的近代性」(colonial modernity)という概念である。この問題に関する記念碑的作品たる김진균・정근식編著『近代主体와 植民地規律権力』(文化科学社、1997年)所収の諸論文や、Chulwoo Lee, “Modernity, Legality, and Power in Korea under Japanese Rule”(1999)¹などは、日本の朝鮮支配においては前近代的な暴力性・野蛮性を

1 Gi-Wook Shin and Michael Robinson, eds., *Colonial Modernity in Korea* (Cambridge, Mass. and London: Harvard University Asia Center, 1999)所収。

はらんだ政策が朝鮮社会に強制的に導入されたという既存のイメージに修正を試みようとしている。すなわち、これらの研究は、フーコーの「規律権力論」を理論的基礎として、日本の統治が有していたある種の「近代性」に目を向けながら「近代」の抑圧的な側面に対する関心を喚起した。植民地下で導入された近代的秩序が朝鮮人の日常生活レベルにどのような権力作用をもたらしたのか、を深く探ろうとする問題意識をそこにはうかがえる²⁾。確かに『酒幕談叢』を見ると、本論で述べるように、朝鮮民衆が「近代化」（あるいは「文明化」）に対して肯定と否定が混在する両義的な評価の間で揺れ動いている姿を見ることができる。前述の諸研究ははまだ1920年代以降の都市型知識人・都市型生活様式の分析に偏重しているが、このような議論がより広い文脈で有効であることをいったん認めたいと思う。

しかしながら、同時に、このような議論に全面的に与するには、いくつかの点で躊躇を覚えるのも事実である。上記諸研究が、日本を含む近代西欧国家と日本植民地の統治様式に「近代性」という共通の基盤があることを確認させるという点では新鮮な問題提起となっている反面、朝鮮支配の特質を「近代性」という概念から把握しようとするあまり「植民地的」な特質を看過してしまうのではないかという危惧もぬぐいきれない。

第一に、上記研究（特に召진균・정근식編著本）では、フーコーのいう「規律権力」の「装置」（学校、工場、病院、軍隊等）における近代的規律の扶植とその内面化に着目している点である。本来西欧における国家権力の近代化を分析するためのそのような手法を植民地支配の分析に援用しながら、西欧諸国や日本本国と異なる支配の「植民地的」特質を抽出するという隘路は、必ずしも打開されていない印象を与える³⁾。この問題に関しては、植民地権力が煩瑣な法令の施行や統計調査の実施を通じて民衆の日常生活の細部に干渉する点に統治の「近代性」を見ようとした Lee Chulwoo 論文の視角は示唆的である。日本本国や西欧近代諸国に比べ明らかに「規律装置」の密度と深度が未発達だった植民地においては、むしろ目に見えない警察権力・行政権力のネットワークがより重要な役割を果たしていたと見る観点もありうるのではないだろうか⁴⁾。『酒幕談叢』にあらわれた警察行政の諸側面はこのような仮説を支持してくれるものと考えられる。

第二に、「規律装置」を通じた支配に着目する論考にせよ、国家権力による日常的

2 朝鮮史における「植民地的近代性」についての研究動向については、松本武祝「朝鮮における「植民地的近代」に関する近年の研究動向—論点の整理と再構成の試み」（『アジア経済』第43巻第9号、2002年9月）が見通しよく論点を整理しており有益である。また、並木真人「朝鮮における『植民地近代性』・『植民地公共性』・対日協力—植民地政治史・社会史 研究のための予備的考察」（『国際交流研究』第5号、2003年3月）9～16頁、李鐘暎「日本の植民地支配と朝鮮社会変動—社会学から見た現状と課題」（『日本統治下の朝鮮—研究の現状と課題』（国際日本文化研究センター、2003年）99～101頁、戸邊秀明「ポストコロニアリズムのインパクトと可能性—日本植民地研究とのかかわりで」（『日本植民地研究』第15号、2003年6月）70～72頁、も参照されたい。

3 例えば、召진균・정근식・강이수「普通学校体制과 学校規律」（召진균・정근식編著、前掲書）が、日帝が公立普通学校という規律装置を通じて「兵士型人間」の創出を目指していたと結論づけたことに対し、松本、前掲論文、40頁は、このような特徴は日本本国のほうがより徹底的であったはずだとする河かおる氏の批判を紹介している。

4 松本武祝「植民地期朝鮮農村における衛生・医療事業の展開—「植民地的近代性」に関する試論」（同『朝鮮農村の<植民地近代>経験』社会評論社、2005年）も、病院・医療という「規律権力」の装置が希薄であり、警察による防疫事業や地方行政機関などによる衛生啓蒙事業が重要な役割を果たしたと論じている。

支配に着目する Lee Chulwoo 論文にせよ、基本的に日本の朝鮮統治手法における「近代的」部分のみを取りだし考察するという接近方法をとっているが、当時の民衆が現実に直面していた植民地支配の影響を全て「近代性」という側面から説明することの問題点は既に指摘されている⁵⁾。また、「植民地近代性」の議論が往々にして被支配者たる民衆を客体としてしか位置づけていないことに懸念を表し、「近代世界とは隔絶している……民衆の基層文化」により注意を払おうとする議論も民衆史研究からは提示されている⁶⁾。本稿は、そうした問題提起を意識して、1910年代朝鮮における多様な権力作用の一部分のみをとりだして分析するのではなく、当時の様々な統治上の施策と社会状況の変化、それに対する民衆の反応を広く考察対象としている。そのために議論が総花的になっている側面は否定できないが、民衆自身の目から見て植民地支配が総体としてどのように映っていたかを再構成する作業として意味があるだろうと考える。

本稿の構成は以下の通りである。

第1章では、『酒幕談叢』の編纂目的・記録内容について概要を記す。第2章では、植民地支配に対する民衆のイメージを彼等が直面していた具体的な諸問題に即して明らかにする。第3章では、前章の静態的分析を補うため、その時々国際情勢や時事問題に対する民衆の関心のあり方を探る。

1 『酒幕談叢』の資料的概要

『酒幕談叢』（韓国国会図書館所蔵）は、忠清南道内の憲兵警察が当時の民情を調査記録した資料である。全文日本語で、手書きの文字を蒟蒻版で印刷した、以下の3つの記録が合綴されている（合綴の順序は②③①だが、刊行年度順に並べ替えた）。

① [無題]（1911年10～12月調査、1912年2月刊行。計197丁の。以下、12年版とする）。

② 公州憲兵隊本部・忠清南道警察部『酒幕談叢』第三卷（1913年12月調査、1914年2月刊行。全67丁。以下、14年版とする）。

③ 公州憲兵隊本部・忠清南道警察部『酒幕談叢』第四卷（1914年10～12月調査、1915年2月刊行。全55丁。以下、15年版とする）。

この資料の作成目的については「凡例」において、「本談叢ハ専ラ管内庶民ノ意向及社会ノ趨勢ヲ知ルノ資料ニ供セム為メ編纂セルモノトス」（『酒幕談叢』14年版、他の年度の「凡例」でもほぼ同様）と書かれている。調査方法は次のようなものとされている。

本談叢ハ管内四憲兵分隊、九警察署、各其ノ部内ニ於ケル各市場張開日ニ当リ憲兵補助員、朝鮮人巡查、巡查補ヲ変装セシメ各酒幕ニ入込マシメ人民ノ談

5 この点に関連して、도면희氏は、Gi-Wook Shin and Michael Robinson, eds., op. cit. に対する書評（「植民主義가 漏落된 ‘植民地近代性’」『歴史問題研究』第7号、2001年11月）において、「変化していく植民主義政策とその中での発現した植民地人民の生活様相の変化を無差別的に‘植民地近代性’と単一的に把握する傾向がある」と批判している（267頁）。

6 趙景達『朝鮮民衆運動の展開—士の論理と救済思想』（岩波書店、2002年）12頁。

7 合冊されている3種の資料の内、この『酒幕談叢』12年版のみ調査機関（憲兵分隊・警察署）ごとに丁数がふってあり、通し番号が記されていない。したがって、同資料の引用で示す丁数のみは調査機関ごとの丁数であり、他の資料の丁数が通し番号であるという違いがあることをお断りしておく。

話ニシテ政治、經濟、宗教、教育、徵税、農、商、工業等ニ関スル事項其ノ他諸種ノ浮説、訛伝、巷説等ニ至ル迄聴込ノ俚文飾ヲ加ヘス収録シタルモノトス」(15年版「凡例」より。他の年度もほぼ同様)。

人々の多く集まる場に、警察機構末端の朝鮮人憲兵補助員等を酒幕に送り込み、できる限り生の民衆の声を採録しようとしたのである。なお、憲兵警察が情報収集に当たった「酒幕」とは、「今日の居酒屋と食堂、旅館の機能を兼ね、様々な情報を交換しあうニュースセンターの役割をしてもいた」⁸⁾。在来市場や大きな峠の麓、船着き場などに多く見られたが、田舎でも村の入り口に大抵一、二件あり、様々な階級のものが出入りするが、総じて下層労働者や市場に出入りする商人が多かったとされる。

『酒幕談叢』は、このような一般民衆の情報交換機関たる酒幕から引き出した民衆の肉声を集めたものである。記録は系統的に整理されているわけではなく、収集した談話を管轄警察署・憲兵分隊・憲兵分遣所ごとに、特に分類項目を立てずに配列している。もちろん朝鮮語の談話が日本語に訳出されてはいるものの、その点を除けば収集者たる憲兵警察が特に手を加えた形跡は見いだしにくい。「文飾ヲ加ヘス収録」という前述の方針が基本的に守られていたと考えてよいだろう。このような民情調査資料は、相互参照できる資料が他にないため資料批判が困難とはいえ、類を見ない調査資料であるのは間違いない。また、このような資料を通じて、憲兵警察下の民衆監視体制がいかに厳格だったかも如実に知られよう。

もちろん、資料としての問題点がないわけではない。第一に、『酒幕談叢』は、3つの調査期間における民情の「定点観測」以上でも以下でもない。したがって民衆の心性の変化を連続的に把握するには限界がある。また、『酒幕談叢』12年版と14年版の間には、当然「13年版」が作成されたことが推測されるが、所在は不明である。第二に、調査方法自体から見て、情報源の選択が厳密な統計的手法で抽出されたものではないことである。収録された談話の内容から、情報源(談話の発話者)として下層労働者や商人が多かったことは窺えるものの、情報源の階層・職業等については必ずしも明らかにされていない。第三に、多様な情報を収集する方針だったとはいえ、主として憲兵警察の管轄事項についての情報が多く集められたことは否定できない。したがって、1910年代の民衆に大きな影響を与えたはずの土地調査事業や農政等については直接的にはあまり触れられていない。第四に、憲兵警察の厳しい日常的監視下での情報に民衆がどの程度本音を口にしていたかも疑問の余地がないわけではない⁹⁾。以上のような問題点を克服するために他の資料と突き合わせ裏付けをとることに努めたが、なお及ばぬ点も多いことを断っておきたい。

さて、『酒幕談叢』の内容は、(1)植民地支配・総督政治全般に対する感想と、(2)辛亥革命、第一次世界大戦など時事的な問題への関心とに大別できる。表1は、『酒幕談叢』各年版の分量と内容を示したものである。内容上の分類については、本稿

8 以下、裴桃植「風情 어린 옛 酒幕」(同『韓国民俗의 現場』集文堂、1993年)30頁。朝鮮総督府官房文書課編刊『調査資料第16輯』朝鮮の群衆(1926年)209~211頁も参照。

9 例えば、「一人ノ鮮人曰ク大田警察ノ李刑事巡査補ガ未ダ今日ハ来ナイヤウダ賭ママ抜ヲ始メナイカ……一人ハ曰ク今ハ憲兵ガ居ルカラ刑事巡査ハ来ナイダロー」(12年版、公州憲兵分隊、12丁)、あるいは、「近頃憲兵ヲ補助員カ種々服装ヲ変ヘテ市場ヤ村里ヲ巡回スルガ為メ強窃盜ハ殆ト跡ヲ絶タ」(14年版、禮山憲兵分隊、24丁)等の談話が収められている。民衆がこのような憲兵警察の監視を知っていた以上、心情を余さず吐露していたかどうかについては若干留保する必要があるだろう。

		丁数(丁)	収録談話 (件)	第2節(1)				第2節(2)			第2節(3)	第3節(1)	その他	合計	
				朝鮮時代と總 督政治の比 較・文明化	身分制・伝統 的価値観の 解体	内地人への 評価・内地人 の朝鮮人へ 対する態度	憲兵警察に 対する評価	税金・負債・ 米価・生活 苦	道路・鉄道 等の建造及 びそれに伴 う賦役	諸法令・衛 生事業など に伴う植民 地権力の生 活干渉	宗教	時事的問題			
1912年版	憲兵分隊	公州	43	93	1	1	8	14	30	8	11	2	6	15	96
		天安	18	47		2	6	4	16	2	6	2	13	2	53
		禮山	9	14	1	1		1	2	2	5	1	1	1	15
		扶餘	11	22	1	2	1	2	4	5	7		7		29
	警察署	公州	22	49	1	2	3	3	14	3	8	1	12	4	51
		大田	7	11			1		2	1		2	7	1	14
		洪州	19	34	4			2	6	5	5	3	5	4	34
		鴻山	16	37		1	1	3	16	7	7		2	1	38
		牙山	6	11		1	1	1	1	1	2	3		1	11
		瑞山	21	43		1	2	4	23	2	3	2	5	2	44
		唐津	8	22	1	4	3		3	1	5		2	3	22
		保寧	7	20	2	1		1	12			2	1	2	21
		江景	10	21	1		2		11			1	4	5	24
		合計	197	424	12	16	28	35	140	37	60	18	65	41	452

表1 『酒幕談叢』各年版の内容

出典：『酒幕談叢』1912年版、1914年版、1915年版

注1：1つの談話は原則として1つの項目に分類したが、長文の談話や単一の項目に分類しにくい場合、複数の項目に重複してカウントした場合もある。

注2：1914年版と1915年版において、各憲兵警察機関数の丁数の合計が総丁数と一致しないのは、1つの丁の中に2つの機関の記述が重なって入っているため、重複してカウントしているためである。

1914年版	憲兵分隊	連山	9	35	1	2		5	11	8	3	1		6	37
		天安	14	75	5	8	4	9	13	12	6	3	4	16	80
		禮山	12	37	1	1	5	3	9	6	5	1	2	4	37
		扶餘	6	34	1	3	3	3	5	3	3	1	3	9	34
	警察署	公州	3	15	1				4	3	1	1	2	3	15
		洪州	5	27		1	2		9	6	3	1	2	3	27
		大田	5	26	1	1	2	1	7	2	8		2	2	26
		牙山	2	13		1			5		3	1	1	2	13
		唐津	5	33	3	1		2	12	3	6	1	3	3	34
		保寧	3	11			3		4		1		2	3	13
		瑞山	5	31	1	3	3	1	5	4	5	3	2	4	31
		鴻山	3	22			1	1	4	3	5	1	5	2	22
		江景	4	22			3		8	3	5		1	2	22
		合計	76	381	14	21	26	25	96	53	54	14	29	59	391

1915年版	憲兵分隊	大田	5	20				2	7	4	3	1	2	1	20
		天安	4	6		1			2	1	1		1	1	7
		禮山	4	17				1	7	3	2		1	3	17
		扶餘	6	29	1		1	2	7	3	7		4	4	29
	憲兵分遣所	鳥致院	4	19				2	7	3	3		1	3	19
		温泉里	4	16				2	11	1	2		3		19
		青陽	2	5					3		2				5
		公州	5	33		5	2	1	13	2	4	1	1	4	33
	警察署	大田	3	10		2			4	1	1		2		10
		唐津	3	12	1	2			9				1		13
		瑞山	5	27		1		1	14	2	3	2	4		27
		洪城	5	24		1	2	1	7	3	2		4	5	25
		保寧	3	10				2	1		4	2	2		11
		舒川	4	16		1			12				1	2	16
合計		57	244	2	13	5	14	104	23	34	6	27	23	251	

第2、3章での議論に沿って行ったものであり、多分に筆者の主観による分類とならざるをえなかった。また、一つの談話の中に複数の発話者の談話が含まれていたり、複数の内容が含まれている場合があったりするために、カウント方法も厳密を期しがたかった。表1は、全体の大まかな傾向を示しているものと理解されたい。

2 植民地支配に対するイメージ

本章では、『酒幕談叢』に現れた民衆の雑多な談話を分析するために、(1) 植民地支配全体に関わるもの、(2) 日常生活に関わる具体的な諸施策に関するもの、(3) 宗教に関するものに分類して、その内容を概観する。

(1) 植民地支配に対する交錯するイメージ

『酒幕談叢』全体を読んで印象に残るのは、第一に、当時の民衆が「文明化」という概念を漠然とはあれ既にある程度形成していたこと（そこには朝鮮王朝末期以来の開化の風潮も関わっているだろうがここではその問題には立ち入らない）、それと同時に、民衆が「文明化」を場合によっては日本の支配と結びつけて捉えながらも肯定・否定の一方では割り切れない両義的なイメージを抱いていたことである。日本の支配と「文明化」とを結びつけている代表的な談話を取りだし、両者の間にどのような関係を見いだしているのかを見てみたい。

文明ナル日本官員中特ニ憲〔「憲」の後に「兵」字の書き込みあり〕ノ御陰ヲ以テ田舎迄安寧ニ暮シ得ルニ至レリ日本ノ文明ト聖徳トヲ蒙リ之レヨリ一般人民ガ文明ノ進歩ヲ望ムニ至レリ（12年版、公州憲兵分隊、18丁）。

朝鮮ガ日本ニ併合サレタノハ朝鮮ガ未ダ西洋諸国ノ如ク文明セヌ為メト思フガ数年ノ後朝鮮ガ内地同様ニナッタラ朝鮮ヲ独立国ニスルデセウカ（14年版、瑞山警察署、57丁）。

併合後税金ノ上納期限其他何事ニ限ラス規則正シク実行セラルハ文明ノ政治トシテハ左モアルベキ事ナルベキモ無学ノ吾等ノ考ヘニテハ余リ圧制過キルノ感アリ（12年版、牙山警察署、4丁）。

このように談話は多種多様である。第一の談話のように「併合」と「文明化」が直結された場合、第二のように、「文明化」を肯定しつつもそれがくすぶり続けるナショナリズムと同居している場合もあった。しかし、第三のように植民地支配の中で現実に直面している具体的な施策や生活状況については否定的感想が圧倒的に多く、そのことは「文明ノ政治」に対する素朴な肯定的感情を否定して余りあるものだった。『酒幕談叢』の全体的な基調としては、やや抽象的なレベルでは日本の支配に対し肯定と否定が混在した声が見られる反面、具体的な日常の諸施策については極めて否定的イメージが形成されていたという印象を受ける（ここでいう日常的な施策とは、重税による生活苦、道路建設に伴う諸負担や煩瑣な法令等であるが、これについては第2章第(2)節で具体的に検討したい）。

植民地支配総体に対するこのような見方は、朝鮮王朝時代に対する評価とも表裏をなしていた。第二に、前近代的支配体制・支配理念の解体に対する両義的なイメージを検討しよう。

開港期から植民地期にかけ両班の在地社会支配が動揺していたことについては、次のような一般的理解が定着している。すなわち、17世紀後半、守令—在地両班—郷吏層の

三者による在地社会支配体制が成立し、儒教的価値観が在地両班の学問としてののみでなく村落の支配原理として浸透するにいたった。しかし、朝鮮王朝末期以来郷吏層の社会的上昇にともない在地両班の勢力は相対的に低下し、ついで甲午改革以降中央集権化の改革および統監府期の地方制度改正によって在地両班と郷吏層は地方行政から排除されていった¹⁰⁾。植民地期に入って総督府権力が新たな地域支配者として朝鮮人のどのような階層を利用しようとしていたかについては説が分かれるが、いずれにせよ在地社会に一定の協力者が形成されるのは1920年代以降とみる点では諸研究は一致する¹¹⁾。これらのことを総合すれば、併合初期は両班支配体制が解体し、植民地支配の支柱となる新興勢力が台頭する過渡期に当たっていたと考えてよいだろう。

このような支配層の変動は民衆も敏感に察知している。彼らの実感を表した談話としては、両班の専横からの解放を述べるものが目につく。例えば、「昔日ノ両班ハ今日ノ両班ニ有ラザルナリ……実ニ昔日ノ事ヲ考ヘバ齒ガギリヘシマス我々ハ今日ノ文明ノ世ヲ迎フト新年正月ヲ迎フ心持ガシマス」（12年版、公州憲兵分隊、23～25丁）、「国王時代ノ官吏、両班、等ハ猥ニ権勢振リノミナシ殆ント収賄主義ノ施政ヲ為シ居リシモ……現今ハ両班農民ノ區別ナク平等施政トナリ実ニ楽楽モシキ時代ニ至リタリ」（12年版、禮山憲兵分隊、23丁）等である¹²⁾。具体的には、司法での取扱が身分に関係なくなり、「両班モ私自自強制力カ無ク」なったこと（12年版、公州警察署、18～19丁）、両班常民間の訴訟事に「昔日ノ如キ不公平ナル処置」がなくなったこと（15年版、公州警察署、5丁）が指摘されている¹³⁾。

こうした社会変化にともなって両班の権威が失墜したと見る者も少なくなかった。「今度ハ文明国ノ人民トナリ両班等ハ駄目トナッタ」（12年版、唐津警察署、2丁）というのであり、両班がむしろ常民から「侮辱」されたり（12年版、鴻山警察署、15丁）、「馬鹿ニサレル」（14年版、鴻山警察署、61丁）現象も見られたという¹⁴⁾。ただし、当時総督府が恩賜金の配布や経学院の事業を通じて両班儒林の懐柔に努めたり、忠清南道でも道長官自ら在地両班を招き支持を要請したりするなどしていたことを考えると、両班の

10 李泰鎮著、六反田豊訳『朝鮮王朝社会と儒教』（法政大学出版局、2000年）第14章、宮嶋博史『両班—李朝社会の特権階層』（中公新書、1995年）第8章、姜再鎬『植民地朝鮮の地方制度』（東京大学出版会、2001年）第1、2章。

11 植民地期における支配の協力者の起源として、Eckert氏は開港期以来の新興地主と考え（Carter J. Eckert, *Offspring of Empire: The Koch'ang Kims and the Colonial Origins of Korean Capitalism, 1876-1945*, Seattle and London: University of Washington Press, 1991, Chap. 1）、洪性讚氏は中人・郷吏層と見ているが（洪性讚「韓末一日帝下의 社会變動斗 郷吏層」延世大学校編『韓国近代移行期 中人研究』新書苑、1999年）、これに対し、池秀傑氏は特定の階層に偏らず、開港期に富裕化したより多様な階層を想定している（池秀傑「旧韓末一日帝初期 有志集団의 形成斗 郷吏」、前掲書）。しかし、いずれにしても、1910年代、地域有望家層ないし地方「有志」を支配機構の末端に組み込むことには総督府は成功していないと見る見解は、池秀傑、前掲論文や大和和明「植民地朝鮮地方行政に関する一試論—面制の確立過程を中心に」（同『植民地期朝鮮の民衆運動』緑蔭書房、1994年）等でも共通する。

12 他に、12年版—公州憲兵分隊、9丁、天安憲兵分遣所、13丁、瑞山警察署、2丁、保寧警察署、3丁、15年版—瑞山警察署、43丁なども同様（煩雑を避けるために全ての例を摘記するのは控え、特に関連する情報を含む代表例をあげるにとどめた。この点は以下の引用でも同様である）。

13 他に、12年版—鴻山警察署、1丁、14年版—瑞山警察署、56、59丁なども同様。ただし、司法に対しては、朝鮮人と日本人の裁判で「朝鮮人が勝ッタ話ハ未ダ聞カナイ」（12年版、公州憲兵分隊、4～5丁）、「裁判官ハ朝鮮ニ於ケル事情暗キ」ため無知な代理人の証言を重用する（12年版、江景警察署、1～2丁）のような批判も存在した。

14 他に、12年版—瑞山警察署、12～13、15丁なども同様。

権威が『酒幕談叢』の諸談話が示すほどに地に落ちていたのかはなお疑問も残る⁽¹⁵⁾。

他方、両班の地位の相対的低下と反比例して、新知識・日本語の必要性も認識されはじめていた。「内地語ノ習熟ト新教育ハ必ス要ナリ故ニ将来ノ児童タル者ハハハハ相当学校ニ入レ学バシメザルベカラズ」(12年版、牙山警察署、2丁)、「今年ノヤウニ凶作ニハ官吏ガ一番ヨイ……自分モ来年ハ官吏ニナロウカ知ラン補助員ニナルニハ日本語ヲ知ラネバナラヌカラ今カラ勉強シテモダメデセウカ」(14年版、天安憲兵分隊、12丁)等、植民地体制下での社会的上昇のために日本式の近代教育に目を向ける者が現れていた⁽¹⁶⁾。

もともと、前近代支配体制の解体が、日本の支配体制の受容に直結したわけではなく、儒教的価値観が崩壊していくことへの反発も根強かった。「近来著シク人心ガ軽薄乱雑ニナッタ昔ノ美風タリシ弟弟孝忠信等ハ殆ド顧ミラレズ下賭賭ノ者ガ横着ニ礼儀作法モ弁ヘヌ者バカリデアルコレハ今日教育方法ノ欠点ト思フ」(15年版、洪城警察署、47~48丁)のように、儒教的礼節が崩壊しつつあることを批判したり、「近頃ハ金銭上ノコトニナルト兄弟ハ勿論親子間デモ訴訟ヲ為ス世トナッタ……世ノ移リ変リカ内地人ノ悪風ヲ真似ルノカ」(15年版、唐津警察署、37丁)⁽¹⁷⁾等、殺伐とした世潮を嘆く者もいた。植民地化に伴う社会的風習や価値観の変化に対しても民衆の反応はやはり両義的だったと言わざるをえない。

そのために、新知識や日本語能力を身につけ社会的上昇を果たした‘成り上がり’を蔑む者も少なくなかった。例えば、判任官試験で合格した朝鮮人の風聞に対し「教育モ無キ者ガ日本語計リ通ジタトテ総督府制服テ金筋ガ可笑」(12年版、唐津警察署、5丁)との冷笑を浴びせている。そして、「日本語ヲ解スル奴ハ皆段々生意気ニナツテ長幼ノ分ヲ弁ヘヌヤウニナル」(14年版、天安憲兵分隊、13-1丁)、「日本人ガ漸次入り込ムニツレテ人情ガ軽薄ニナルヤウダネ」(14年版、禮山憲兵分隊、26丁)等、伝統的道德観念の崩壊を日本語教育の普及や日本人の朝鮮進出と結びつけて捉えてもいた⁽¹⁸⁾。なお、こうした民衆の教育観は、公立普通学校への自発的入学がこの時期まだ定着していなかった事実とも符合する⁽¹⁹⁾。

15 この時期の総督府の両班儒林政策については、姜東鎮『日本の朝鮮支配政策史研究』(東京大学出版会、1979年)139頁、柳美那「植民地朝鮮における経学院—儒教教科機関と儒教イデオロギーの再編」(『朝鮮史研究会論文集』第42号、2004年10月)参照。忠清南道での両班政策については、小原新三忠清南道長官は寺内正毅総督に宛てた書簡(1915年5月3日。『寺内正毅関係文書』236-2、(日本)国会図書館憲政資料室所蔵)が、各郡巡視の際両班を招致したが、集まったのは‘親日派’のみで‘頑固派’の懐柔ができなかったと報告している。

16 他に、14年版—連山憲兵分隊、4丁、15年版—扶余憲兵分隊、33丁なども同様。

17 この談話は、宗中財産をめぐる紛争を指すものと思われる。日帝期、総督府が宗中に法人として財産を所有することを認めなかったために、本来宗中が共同で所有すべき土地をめぐり1910年代に紛争が多発した点については、李昇一「日帝 植民地時期 宗中財産斗 ‘朝鮮不動産登記令’—所有権 紛争을 中心으로」(『史学研究』第61号、2000年12月)。

18 他に、14年版—江景警察署、65丁、15年版—天安憲兵分隊、14丁なども同様。

19 韓祐熙「普通学校에 대한 抵抗과 教育熱」(『教育理論』第6巻第1号、1991年)53~76頁、古川宣子「朝鮮における普通学校の定着過程—1910年代を中心に—」(『日本の教育史学』第38集、1995年10月)177~181頁。『酒幕談叢』中でも、「今回警察署デ学生父兄ヲ呼出シ入学ヲ勧誘セリ若シ登校セザルモノハ強制スルナリ」(12年版、唐津警察署、6丁)といった就学の強制や、「日本官憲ハ口ニハ朝鮮人ヲ指導啓発スルト称スルモ……知識ヲ啓発スル源泉タル学校ハ廢セラレ其科目等モ制限ヲ加ヘ幾多ノ削除セラレタリ」(12年版、公州警察署、14丁)のような私立学校弾

このような日本の文化や価値観に対する拒否感を助長していたのが、日常的に見られた日本人と朝鮮人との間の差別だった。日本人官吏や日本人商人の朝鮮民衆に対する蔑視²⁰⁾、朝鮮人官吏が昇進上の差別をうけていたこと²¹⁾、猟銃所持を朝鮮人にのみ許可しなかったこと（1909年4月以降朝鮮人の所持は原則禁止された）²²⁾、などその例は枚挙にいとまない（この点に関わる問題としては、在朝日本人による経済的圧迫もあげることができるが、これについては後述する）。

最後に、第三点として憲兵警察に対する評価を見よう。行政機関以上に稠密に配置され治安維持のみならず日常的な様々な行政にも関与した憲兵警察に対する評価も、やはり植民地支配全体に対するイメージと関わっていると考えるためだ²³⁾。『酒幕談叢』には、警察の調査資料という性格上、憲兵警察に対する評価がかなり含まれている（前掲、表1参照。談話全体の6～7%を占める）。

さて、忠清南道における警察行政については、『酒幕談叢』の調査時期とほぼ重なる1910年から1914年にかけて同道警務部長（兼公州憲兵隊長）をつとめた服部米次郎が、以下のように述べている²⁴⁾。

道庁には……多数内地人官吏奉職せるも、地方郡庁に至りては内地人官吏は一、二名に過ぎず……勢ひ警察万能とならざるを得ず、憲兵警察官は縁の下の力持の気持を以て忠実に助長行政を援助したり。

また、1915年3月に忠清南道長官に就任した小原新三によれば、このような憲兵警察の万能ぶりは同道で特に顕著であり、前任道長官（朴重陽）時代は、「衛生飲食、市場整理、市街整理等ニ関シ之ヲ警察官憲一任シ道ニ於テハ何等預リ知ラザルモノノ如キ態度」をとっていたという²⁵⁾。このように憲兵警察が末端で行政機関以上の権力を振っていたことは、『酒幕談叢』中の「郡庁カラノ命令ハヨク聞カヌケレトモ憲兵隊カラハ何事ヲスルニモ先ニ出テ監督ヲスルカラ命令カアル前ニ皆人カヨク仕事ヲスル」（14年版、連山憲兵分隊、2丁）という談話にも窺われるように、民衆もよく知るところだった²⁶⁾。

それでは、このような憲兵警察に対して民衆はどのような視線を投げかけていたのだろうか。まず、「現今ハ到ル処ニ憲兵警察ノ設備カ完成シ暴徒出沒ハ全ク跡ヲ断チ皆就業ニ安シ枕ヲ高くシテ安臥ナシ得ル様ニナリタル」（12年版、禮山憲兵分隊、2丁）、「世ガ文明ニナルニ從テ……憲兵出張所ガ出来テ〔強盗の〕心配ハ殆ンド無イ」（14年

庄への批判が見られる。

20 例えば、日本人官吏が「内地人ノ肩ヲ持ツ風ガアル殊ニ朝鮮人ヲ輕視スル様ニ見受ケル」（14年版、天安憲兵分隊、17丁）、「殊ニ併合後ハ内地人ハ朝鮮人ヲ禽獸ノ如ク待遇シ居レリ」（12年版、大田警察署、7丁）、「内地人ノ湯屋ハ朝鮮人ノ混浴ヲ拒ミ之ヲ後廻シニスルカラ癩ニサワル」（14年版、江景警察署、65丁）等。

21 12年版—公州警察署、8丁、14年版—天安憲兵分隊、20丁、扶余憲兵分隊、30丁、瑞山警察署、58丁。

22 12年版—天安憲兵分遣所、9～10丁、14年版—鴻山警察署、62丁。

23 この時期の憲兵警察全般については、松田「日本統治下の朝鮮における憲兵警察機構（1910～1919年）」（『史林』第78巻第6号、1995年11月）。

24 服部『九十年の回顧』（服部浩刊、1963年）81頁。

25 前掲、寺内正毅総督宛小原新三書簡、1915年5月3日。

26 その他、郡守は「裁判所ナリ警察署ノ仲間」に立つただの「捺印係」にすぎない（12年版、唐津警察署、3丁）、「郡庁ハ無クナツテモヨイガ憲兵派遣所ハ此儘ニシテ置テモライタイ」（14年版、天安憲兵分隊、13丁）等の談話もある。

版、天安憲兵分隊、10丁)のように、「暴徒」・凶悪犯罪が消滅したことを喜び、憲兵警察の存在を肯定する声が見られた⁽²⁷⁾(併合を前後してこれらの犯罪件数は大きく減っていたことは事実と思われる。表2参照)。また、無職者・遊興者・無頼漢・賭博・売買春の取締も、「遊食者や密買娼者ヲ調査シ夫レヲニ拘留ヤ説諭ヲ為シタソウダ是ハ甚タ好イコトヲ思フ」(15年版、公州警察署、1丁)等と評価されている⁽²⁸⁾。

表2 朝鮮における強窃盗件数及び検挙件数推移(1908、1910~1915年)

出典：1908年のみ内部警務局編刊『韓国警察統計』(1909年)。その他は『朝鮮総督府統計年報』各年版。

年	強盗			窃盗		
	被害件数	検挙件数	検挙率	被害件数	検挙件数	検挙率
1908年10-12月	412	126	31%	1,711	674	39%
1910	318	126	40%	415	186	45%
1911	206	134	65%	763	426	56%
1912	203	131	65%	1,269	687	54%
1913	233	69	30%	1,429	852	60%
1914	262	248	95%	1,371	948	69%
1915	102	77	75%	1,102	873	79%

注1：数字は、日本人・外国人を含む。

2：1908年のみ10-12月の3ヶ月の数字であり、他は各年一年分の数字である。

その一方で、憲兵警察は暴力と分ちがたく結びついた存在でもあった。「慶尚道ニテハ市場百一税ヲ巡査力徴集シテ居ルカ[不正申告の疑いがあると]非常ニ殴打スル」(12年版、天安憲兵分遣所、9丁)、憲兵隊で笞刑をしている(12年版、公州憲兵隊、29丁)等である。憲兵警察はその治安維持能力を認められはしても、「和服ヲ着テ終始巡回シテ居ル憲兵ハ怖ロシクテ面ヲ見ルコトガ出来ヌ」(14年版、天安憲兵分隊、13丁)との如く、決して民衆に近い存在ではなかった⁽²⁹⁾。また、「新設駐在所カ設立以来清潔トカ通路修繕トカニテ家業ヲ営ム暇ナキ程ニ人夫ニ使用セラル」(12年版、公州警察署、18丁)との如く、憲兵警察による夫役の強制や日常生活への干渉に強い不満を抱いていた(この点の詳細は次節で述べる)。

以上のように、民衆は憲兵警察に対して、自身の生活領域を保証してくれる限りはその治安維持機能を評価し、反面、生活領域内に侵入してくる場合には否定的な反応を示

27 これと同様の認識は、12年版一扶余憲兵分隊、6丁、洪州警察署、6~7丁、鴻山警察署、5丁、瑞山警察署、11丁、保寧警察署、1丁、14年版一唐津警察署、48丁、連山憲兵分隊、4丁、15年版一瑞山警察署、40丁などに窺われる。

28 この他、12年版一牙山警察署、3丁、14年版一洪州警察署、39丁、15年版一大田憲兵分隊、10丁、鳥致院憲兵分遣所、21丁、保寧警察署、51丁)なども同様。

29 なお、この点に関連して、同じ治安維持機関でも、文官警察よりも憲兵の方が力を持っていたと見られ、恐れられていたことが、「憲兵ハ元ガ軍人デ銃ヲ持テ色々ノ事ヲ習フテ居ルガ巡査ハ何モ知ラズ只軍刀丈ケ持ッテ居ルノミデ」(14年版、連山憲兵分隊、7丁)、「巡査ハ過チアル人民ニ対シテハ丁寧ニ説明スルガ……憲兵補助員ガ人民ニ対シテハスグニ類ヲ打ツシ言葉ハ下等ダカラ感服シナイ」(14年版、大田警察署、42丁)などの談話からわかる。

した。総督政治全般に対するイメージ同様、肯定・否定の二分法では割り切れない反応を示していたといえる。民衆のこのような複雑な警察イメージは、彼らの中に警察機関の増設を積極的に求める声と警察機関新設に困惑する声がともに存在していたことにも窺われよう³⁰⁾

(2) 日常生活に関わる諸施策に対する否定的イメージ

『酒幕談叢』にあらわれた諸談話をみると、前節でも度々言及したように、具体的な日常生活に関わる施策になればなるほど否定的な感想が前面に出てくる。その代表的なものを見てみよう。

第一に、生活苦と税金徴収に関わる談話を見よう。表1によれば、この問題に関する談話はどの年度でも常に首位を占めており、当然のことながら、民衆にとって植民地支配とはまず自己の生活に対する具体的な影響という次元から捉えられたといわねばならない。

忠清南道公州における米価の推移(表3)を見ると1911年、米価は高騰し前年の約1.5倍に達した。『酒幕談叢』1912年版には、「米作ハ昨年ヨリ約二割以上ノ豊作デアリナガラ……市場米価ハ益々高クナル計リテアル」(12年版、公州憲兵分隊、7~8丁)とか、物価は3年前の2倍以上(12年版、瑞山警察署、20丁)などの談話が多く見られる³¹⁾。

表3 忠清南道公州における米価の推移(1910~1915年)

年	粳	玄米	精米
1910	3.3	8.3	10.4
1911	4.7	12.5	16.5
1912	7.1	17.0	21.6
1913	8.4	17.2	20.5
1914	5.6	11.8	15.7
1915	4.4	9.0	12.3

出典：『朝鮮総督府統計年報』各年版。

注：数字は粳・精米・玄米(いずれも等級は上)1石当たりの年平均価格(円)である。

しかるに、高物価は1914年にいったん下落傾向に向かい、米価は併合後初めて前年より安値で推移した。これに対して、「米価ハ下落スル税金ハ騰クナル農家ハ困タモノダ官吏ヤ商人ヤ米ヲ買テ食ウ者ハ今年ハ実ニ豊年デアル」(15年版、舒川警察署、52丁)というように生産者と消費者では反応が異なった³²⁾が、大多数の農民には低米価の方が深刻な問題だったようである。「穀物ノ値段カ昨年ノ三分ノ一ニナリ貧乏人ハ尚ホ困難」(15年版、瑞山警察署、39丁)³³⁾との嘆声も漏れ、低米価で春夏の借金の返済が出

30 駐在所新設に困惑しているケースは本文中にあげた『酒幕談叢』12年版、公州警察署、18丁の談話、逆に設置を求めている例としては「駐在所ニ四十里モアル所ニハ是非増設シテ一般ニ保護ヲシテ貫イ度シ」(12年版、鴻山警察署、4丁)。

31 他に、1912年版—公州憲兵分隊、32、33丁、天安憲兵分遣所、1丁、扶余憲兵分隊、9丁、洪州警察署、13丁、鴻山警察署、2、14丁、瑞山警察署、16~17丁なども同様。

32 他に、15年版、温泉里憲兵分遣所、25丁も同様。

33 同様の談話は非常に多い。15年版—公州警察署、1、2丁、大田憲兵分隊、6丁、鳥致院憲兵分遣

来ないものが現れ（15年版、禮山憲兵分隊、22丁）³⁴、金融逼迫の影響で盗賊が現れもした（15年版、青陽憲兵分遣所、35丁）。

このような農民の不満の背景には、この年、総督府が「財政独立五ヶ年計画」に基づき、地税の増税をはじめ、煙草税増税・駅屯土小作料の引き上げを行ったことがある³⁵。農民は、「米価ハ甚タ下落シ又地税ハ昨年ニ比シ一結ニ対シ約三割方増加」（15年版、保寧警察署、50丁）したと感じており、かつ、1914年の地税令改訂で佃戸納税が地主納税に改められたにもかかわらず、しばしば地主が小作人に税金を転嫁するとして強い不満を持った³⁶。このような不満は、以下のように日本の支配に対する評価自体にも及んだ。

「日本ノ政治ノやり方ハウマイネ何故カト云フニ併合ノ当時ハ税金ヲ降ゲ兩班ヤ官吏老人ニ恩賜金ヲ下シテ喜ハセテ置キサテ人民カ日本ノ政治ニ馴レテ来タ昨今ボツヘ税金ヲ高メルノダモノ……昨今ノヤウデハ小作農家ハ餓死スル外ハ無イ」³⁷。

また、物価騰貴や生活苦の原因が日本人の進出にあるとする見方も広まっていった。「日本人ガドンヘ入込ミ諸物価殊ニ米ノ如キハ昨年ノ今頃ト比較スルト3倍以上ニナツテ来テ生活ガ益々困難ニナリマシタ」（12年版、扶余憲兵分隊、1丁）、「内地人カ毎年夥タダシク渡来スルノモ鮮人ノ困ル原因ト思フ」（15年版、鳥致院憲兵分遣所、18丁）等々である³⁸。生活上の素朴な不満が反日意識へと転化していく意識構造を見てとれよう。

第二は、道路改修とこれにともなう強制夫役についての談話である。併合後朝鮮では、1911年4月道路規則（府令第51号）が制定され、1911年8月から第一期治道計画が実施された³⁹。この際、憲兵警察は道路の路線決定に深く関わっており、忠清南道でも、これに先立つ1910年10月頃、忠清南道憲兵分隊長・警察署長合同会議で「道路改善」について打合せがあり、道庁に通じる主要道路を最優先し、ついで各郡の連絡道路を整備すること、「道路敷地は無償寄付」することなどを定めた。前出の服部忠南警察部長兼公州憲兵隊長は、「夫役……を使役して驚く可き速度を以て改善せられ、1、2年後には道内一千里に達する改修完成」したと述べている⁴⁰。忠清南道における道路建設・改修の状況（表4）をみると、工事道路の里数は1912年をピークに減少しているが、以降は総督府直営道路や一・二等道路など幅員の広い道路の工事の比率が高くなったため、一概に朝鮮人の負担が減ったとはいえない。『酒幕談叢』各年版において道路工事に対

所、21丁）、洪城警察署、44丁など。

34 他に、15年版、大田警察署、11丁も同様。

35 堀和生「朝鮮における植民地財政の展開—1910～30年代初頭にかけて」（飯沼二郎・姜在彦編『植民地期朝鮮の社会と抵抗』未来社、1982年）204～205頁。なお、地税については、1914年の地税令改訂による地税の増減には道により著しい差違があったが、忠清南道の場合には約18%の増加であり、朝鮮全体の平均増加率（17%）とほぼ等しかった（宮嶋博史「朝鮮「土地調査事業」研究序説」『アジア経済』第19巻第9号、1978年9月、47～48頁）。

36 15年版—舒川警察署、53丁、温泉里憲兵分遣所、26丁。

37 15年版、扶余憲兵分隊、29丁。他に、15年版、公州警察署、2丁、大田憲兵分隊、7丁、鳥致院憲兵分遣所、18丁なども同様。

38 他に、12年版—公州憲兵分隊、20～21丁、天安憲兵分遣所、2丁、唐津警察署、2～3丁、鴻山警察署、12丁なども同様。

39 この時期の総督府の道路建設計画と朝鮮民衆の負担の全般的状況については、広瀬貞三「一九一〇年代の道路建設と朝鮮社会」（『朝鮮学報』第164輯、1997年7月）が明らかにしている。

40 服部、前掲書、83～85頁。

する不満が常に10%前後を占めつづけた（前掲、表1参照）のはこのような事情によるものだろう。

表4 忠清南道における道路改修（1910～1915年）

年度	総督府直営 による改修	地方費事業による改修				合計
		1等道路	2等道路	3等道路	等外道路	
1910	3.3	—	—	—	—	3.3
1911	11.6	0.1	14.3	40.2	75.2	141.4
1912	21.6	0.0	45.2	103.0	167.3	337.1
1913	41.8	0.0	12.0	28.3	25.2	107.3
1914	41.9	0.0	13.2	14.1	21.2	90.4
1915	41.2	3.0	0.0	0.0	0.0	44.3

出典：『朝鮮総督府統計年報』各年版。

注：1. 単位は「里」。

2. 総督府直営による道路は幅員が2～3間となっている。地方費事業による道路は道路規則により1等道路は4間以上、2等道路は3間以上、3等道路は2間以上と定められている。

さて、道路建設に対しては、交通の便宜を賞賛し「文明化」の象徴として肯定する意見⁽⁴¹⁾も初期（12年版）には見られたが、これは少数派であり、圧倒的多数は不満を抱いていた。その内容としては、まず、道路建設においては「土地収用令」（1911年4月、制令第3号）が適用され、土地家屋が没収されることへの不満が見られた。「連山地方デハ道路ノ改修ヲシテ田畑ヲ沢山ツブスノデ人民ハ困テ居ル」（12年版、公州憲兵分隊、5丁）、「内地デハ道路敷地ノ代金ヲ支払ト云フニ朝鮮ハ何モカモ強制的ダカラ民事裁判デモ起シテ見ヨウト思ウ」（14年版、天安憲兵分隊、17丁）、「田畑ヤ屋敷ヲ無償ヲ徴収サレルニハ誠ニ困ル」（15年版、瑞山警察署、42丁）等々である⁽⁴²⁾。

また、道路工事は「道路維持修繕規定」（1912年12月、府令第25号）により無報酬の賦役で行われ、主に憲兵警察が強制的に賦役を課したが、これに対しても、「一厘ノ賃銭モ与ヘラズ道路斗リ善クナッタトテ沢山ノ田畑ハ没埋サレ……人民ハ如何シテ暮スコトカ出来ルカ死ンテシモーヨリ外ハナイ」（12年版、天安憲兵分遣所、14丁）、「賦役ニ出ル日ハ二三十銭損ヲスル日トアキラメテ居ネバナラヌ」（15年版、公州警察署、1丁）等の声があがっていた⁽⁴³⁾。さらに道路工事のための賦役が農繁期や厳冬期に重なることも少なくなく、「厳冬雪裡ニ事情モ顧ミラズ賦役ニ出レバ何ノ日カ家屋ヲ繕ヒテ防寒シ柴草ヲ刈テ暖ヲトルカ妻子ガ之ニ代レバ紡績スルコト能ハズ幼児ハ昼夜寒飢ニ叫ンデ居ル」（14年版、江景警察署、67丁）との悲痛な叫びも見られる⁽⁴⁴⁾。この他、道路

41 「漸次文明ニナツテ来ルト道路ハ広大ニナルシ汽車ハ開通シテ便利ハ宜シイ」（公州憲兵分隊、25丁）。他に、12年版—公州憲兵分隊、36、37丁、禮山憲兵分隊、7丁、瑞山警察署、20丁。

42 他に、12年版—洪州警察署、6、7丁、鴻山警察署、6丁、14年版—唐津警察署、52丁、鴻山警察署、63丁、江景警察署、67丁。

43 他に、12年版—洪州警察署、7丁、14年版—禮山憲兵分隊、23丁、天安憲兵分隊、20丁なども同様。なお、このような不満に対応するために夫役の賃金を支払う地域も現れたようだが、日本人監督が上前をはねる、賃金があまりに低いなどの点で依然不満を示している（12年版—牙山警察署、1丁、15年版—鳥致院憲兵分遣所、19、20丁、温泉里憲兵分遣所、27丁、洪城警察署、48丁）。

44 12年版—鴻山警察署、8丁、12年版、鴻山警察署、14丁、14年版、天安憲兵分隊、12丁なども同

の新設が日本人のみに利益を与える⁽⁴⁵⁾、夫役には貧民だけが使役される⁽⁴⁶⁾、同じ場所を何度も改修させられる⁽⁴⁷⁾等々の不満があった。

以上のような道路建設・改修に対し、ある2人の朝鮮人は次のような会話を交わしている。

一人日韓併合ニナツテ4ヶ年ニナルガ……百姓ハ李民時代ヨリ好イナ〔。〕
一人何カヨイコトガアルカ毎日賦役許リニ出サレテ道路修繕ニ骨ヲ折ラネバナ
ラヌデハナイカ（14年版、天安憲兵分隊、20丁）。

道路建設に伴う諸負担に対する不満がやはり植民地支配そのものへの反発へと転化しえたことがわかるだろう。

第三に、日常生活への植民地権力の干渉と呼べる一群の問題があった。序章でも紹介した Lee Chulwoo 氏は、「権力と支配の問題としての近代性」を考察するという立場から、「日本の支配は以前は統制対象とされなかった様々な分野の社会慣習を管理の標的として（再）発見ないし（再）創造した」と結論を下している⁽⁴⁸⁾。そのような感覚を当時の朝鮮民衆も実感としてもっていたことは、「併合後ハ何事ニモ吾々ノ為スコトニ官吏カ嘴ヲ容レルカラ何モ自由ニ出来ナイ」（12年版、天安憲兵分隊、15～16丁）、「朝鮮モ漸次開明シテ万事ガ便利ニナルノハヨイガ万事万端規則責メニセラルトニハ困ル」（15年版、扶余憲兵分隊、32丁）⁽⁴⁹⁾等の談話からうかがわれよう。

具体的にこのような事例として多く言及されるのは、まず衛生事業である。衛生事業に対しては肯定的意見もないではないが概して少数派にとどまる⁽⁵⁰⁾。むしろ憲兵警察が防疫活動、啓蒙活動や検病戸口調査を行うこと⁽⁵¹⁾に対して、植民地期以前はなかった管理として煩わしさを感じている。「私ハ小便所ヲ道路ノ附近ニ設ケテ居ツタ処カ憲兵カ検査ニ来テ直ニ取除ケト言フテ叱ラレマシタト一人曰ク君ノミデハナク何処ノ村モ同シ事デス……段々文明ニナルト8釜敷ナツテ困ルデス」（12年版、公州憲兵分隊、39丁）、「何時モ清潔ニセヨト憲兵カ口喧シク云フガ吾レハ生レテカラ……未ター一度モ病氣ニ罹ツタ事ハナイ」（12年版、天安憲兵分遣所、15丁）等にそれが窺われる⁽⁵²⁾。こうした衛生管理への拒絶反応は、特に家庭にあつて植民地権力との接触が相対的に少なかったと思われる女性に強かったようである⁽⁵³⁾。

様。

45 12年版—天安憲兵分遣所、17丁、扶余憲兵分隊、2丁、14年版—公州警察署、33丁、瑞山警察署、58丁など。

46 14年版—唐津警察署、51丁、15年版—大田憲兵分隊、9丁など。

47 14年版—公州警察署、34丁、洪州警察署、39丁、鴻山警察署、62丁など。

48 Lee Chulwoo, *op. cit.*, p. 50. 公権力がこれまで管理・統制の対象としていなかった日常生活の微細な領域にも干渉しようとしたことに統治の「近代性」を見いだそうとする議論としては、李鐘咬「1910年代京城住民級の「罪」と「罰」」（『서울학연구』第17号、2001年9月）も参照。

49 他に、12年版—洪州警察署、1～2丁、14年版—唐津警察署、48丁、15年版—天安憲兵分隊、15丁なども同様。

50 清掃の効果を認めたり種痘の無料接種を評価したりする談話などである（12年版—天安憲兵分隊、2丁、禮山憲兵分隊、9丁、瑞山警察署、13丁、江景警察署、2丁）。

51 なお、衛生活動に対する憲兵警察の関与については、松本、前掲「植民地期朝鮮農村における衛生・医療事業の展開」参照。ただし、松本論文が衛生・疾病の知識が農村社会に受容され日常生活の「規律化」に基本的に成功したと論じている点については、筆者は見解を異にする。

52 他に、12年版—鴻山警察署、5丁、牙山警察署、1丁なども同様。

53 「此秋モ種痘ガアルランガ婦女子ニハ女医デナケレバ自分等ノ家ノ婦女ハ巡査ガ来ルト怖レ

また、こうした近代衛生事業への拒否感と植民地支配に対する不満が一体化して、「統監〔朝鮮語で統監は「円柿」と同音〕ヲ食フタ処各地方ニ嘔逆〔嘔逆ハ「区域」（区裁判所）と同音〕流行シ清国地方ニハ書列刺病〔ペストが正しい〕カ発生セリ」（12年版、唐津警察署、1丁）⁵⁴）との如く、伝染病の流行を日本の侵略と結びつける流言も発生した。

衛生事業以外にも多方面から日常生活への規制・監視の強化がなされた。例えば、度量衡法の強制（1909年9月、日本の度量衡法と同一の単位に準拠した大韓帝国法律第26号改正度量衡法が公布され、忠清南道主要地域では翌月農商工部令第43号によって施行された）に対しては、「旧度量衡器ヲ自宅ニ置キ飯米ノ出入又ハ衣服裁縫等ノ如キニ使用スルコトハ別ニ禁止押収ス可キ必要ナキニ近日巡查カ各戸ニ出張シ旧器ヲ一々押収スルハ之レ甚ダシキモノナリ」（12年版、洪州警察署、19丁）と不満を吐露している⁵⁵。また、林野利用の禁止（1908年森林法の結果、村落の共同林野が国有林野に編入され入会権が否定された⁵⁶）に対しては、「森林法ハ実ニ酷ノ法令ナリ松枝一個伐採シテモ駐在所ニ探聞サレ巡查カ出張厳禁スル」（12年版、公州警察署、20丁）、「今年ノ如ク米穀ノ価廉キトキハ樹ヲ斫テ薪ニ売ラムトスレトモ容易ニ許可セラレス困却シテ居ル」（15年版、瑞山警察署、42丁）との声があがった⁵⁷。その他、営業許可手続きの煩雑さ、早婚禁止、賭博の禁止、民籍の申告等に対する不満⁵⁸もこうした一連の近代的監視の強化という文脈から理解されよう。

（3） 宗教と民衆

さて、『酒幕談叢』には、諸宗教に対する民衆の感想も収められている。上記に見たような植民地支配に対する民衆の心情が、宗教信仰とどのように結びついたのでか、あるいは結びつかなかったのかを見る格好の材料といえよう。

まず、キリスト教に対する民衆の反応について見よう。朝鮮におけるキリスト教徒の数は、日露戦争後から併合にかけて信徒数が急増していたが、信徒・教会に対する脅迫や弾圧により併合後は信徒数が停滞したとされる⁵⁹。忠清南道でのキリスト教宣教師・信徒数の推移を整理した表5でも概ねこの傾向は確認できよう。

テ逃ル」（12年版、瑞山警察署、8丁）。「種痘ノトキモ他ノ妻ヤ娘ノ手ヲ執リテムヤミニ引張出スカラ皆愕イテ泣キ出ス」（14年版、大田警察署、42丁）。

54 この談話で語られている1910年末北満洲でのペスト発生と憲兵警察を中心とした支配当局の防疫活動については、朴潤栽「1910年代初日帝의 페스트防疫活動과 朝鮮支配」（河炫綱教授定年記念論叢刊行委員会編刊『河炫綱教授定年記念論叢』韓国史の構造と展開』2000年）参照。

55 他に、12年版、公州憲兵分隊、40～41丁なども同様。

56 尹海東「朝鮮에서의 3・1運動과 이른바 [文化政治]로의 轉換」（「斎藤實—その生涯と時代展」記念シンポジウムでの発表文、2002年10月）は、入会権否定の問題を、3・1運動の原因につながる農村社会の伝統的秩序動揺の一つとして重視している。なお、忠清南道では、独自に警務部令により乱伐の防止と山林育成を趣旨とする「私有林伐採取縮規則」が發布されたという（服部、前掲書、86頁）。

57 他に、12年版一扶余憲兵分隊、1丁、14年版一禮山憲兵分隊、24～25丁、江景警察署、63、65丁なども同様。

58 それぞれ、12年版、公州警察署、20丁、14年版、扶余憲兵分隊、31丁、14年版、大田警察署、41丁、14年版、唐津警察署、52丁。

59 倉塚平「朝鮮キリスト教とナショナリズム—3・1運動に至るその結合過程について」（田口富久治他編『現代民主主義の諸問題：秋永肇教授古希記念論集』御茶の水書房、1982年）。

表5 忠清南道におけるキリスト教宣教師および朝鮮人信徒数推移（1910～1915年）

年	宣教師・牧師等		朝鮮人信徒
	外国人宣教師	朝鮮人牧師・助手	
1910	11	107	7,582
1911	13	108	8,661
1912	15	97	9,226
1913	15	87	8,168
1914	16	74	9,041
1915	15	116	14,066

出典：『朝鮮総督府統計年報』各年版。

表5により算出すると当時のキリスト教信徒は人口百人に一人いるかいないかという水準だった（1912年末現在、忠清南道の朝鮮人人口は約99万8千名）。このような社会では、信徒は一般民衆にとっては基本的にまだ異質な存在だったと見られる。そのためだろう、『酒幕談叢』には、全体としてキリスト教徒への敬意よりは不信・軽侮が目立つ。その理由としては、キリスト教徒中の「無法ナル言語」「品行不良」（12年版、洪州警察署、7丁、保寧警察署、1～2丁）を指摘した談話のように、信徒の言動が一般人と異なっている点を指摘するものが多い⁶⁰。信徒以外の者から見れば、「信者ハ何ノ意味モ解セズ漫然ト入教」し、金儲けのために本を売っていると映っていた（14年版、天安憲兵分隊、16、19丁）。また、一応キリスト教の意義を認める場合でも、「以前ナレバ耶蘇教信者トナリテ外国人ノ勢力ヲ借り日本人ノ压制ヲ避クルノ必要モアランガ今日ニテハ何ノ要アリテ耶蘇教宣教師ノ膝下ニアルヤ」（12年版、牙山警察署、4丁）との如く、キリスト教徒も関わっていた国権回復運動が植民地化によって無に帰したことを暗にとがめだてる声もあった。あるいは、牧師や宣教師が熱心に布教するのは信者が「全国人口ノ三分ノ二ニ至レハ其ノ国ハ自国ノ属国ト為スコトガ出来ル」からだ（15年版、保寧警察署、49～50丁）との憶測に窺われるように、キリスト教布教もしょせん帝国主義侵略の一環ではないかという警戒も残っていた。

もともと、14年版以降では、上記のような反応を依然示しつつも、キリスト教の説く道徳や信徒の互助精神を評価したり、宣教活動へ関心を示したりする者も現れた⁶¹。表5では1915年にキリスト教信徒が急増しているが、これは前述したような生活苦が基盤となってキリスト教に対する肯定的な関心が次第に現れてきたことを示しているのかも知れない。

次に、『鄭鑑録』信仰・車京石に対する民衆の反応についても『酒幕談叢』はいくらかの材料を提供している。朝鮮王朝の滅亡と鄭氏の王朝の出現を預言した『鄭鑑録』に対する信仰は、朝鮮時代中期以降、圧政からの解放を求める民衆の願望を表してきたことが知られている。趙景達氏の研究によれば、『鄭鑑録』は韓国併合によって一旦預言書としての信憑性を疑われる危機に陥ったが、1910年代既に民衆の中には自身の救済を求め「『鄭鑑録』信仰への回帰」が見られたとされる。また、『鄭鑑録』の論理を読み

60 12年版—洪州警察署、7丁、14年版—扶余憲兵分隊、29丁、唐津警察署、50丁、15年版—公州警察署、3丁など。

61 14年版—洪州警察署、38丁、牙山警察署、47丁、瑞山警察署、59丁、15年版—大田憲兵分隊、6丁、保寧警察署、49丁。

かえながら教義に取りこみ、もっとも教勢を拡大した新興宗教としては、車京石の教団（後の普天教）を挙げることができるが、この時期は、車京石の教団掌握が進みつつも「車京石皇帝登極の風聞はいまだ本格化はしていなかった」とされている⁶²。

さて、鄭氏の王朝の新首都とされていた聖地（鶏龍山の新都内^{シンドアン}）が他ならぬ忠清南道にあったこともあり、『酒幕談叢』には、この問題への関心が比較的多く見出される。日本の天皇が「姓ヲ鄭氏ニ賜ヒ公州附近鶏龍山ニ於テ即位式ヲ挙行セラルトノ風説」や「日韓合併以後3年トナレバ鶏龍山ニ鄭氏ガ都ヲ定ム可シ」という説が流布したのは、民衆が『鄭鑑録』信仰と韓国併合という現実を合理的に説明しようとした心情の現れと見られよう（12年版、瑞山警察署、5～6丁、洪州警察署、4丁）。

また、車京石（『酒幕談叢』では「車天子」の名で記録されている）については、既に大きな影響力を持っていたことが、車が新都内に火災が起こることを預言した結果「随従スル者千余名ニ及」んだとの風聞に窺われる（12年版、大田警察署、2丁）。全体的にキリスト教信仰より土俗的な『鄭鑑録』信仰が民衆に根を下ろしていた印象を受ける⁶³。

しかし他方で、車京石に対する取り調べの風聞に対し、「一般村民ハ……如何ニ車ニ先見アリト云フモロ先計リデ何事モナシ得ス捕ラレタルハ愚ノ極ト誹謗シ居レリ」ともされている（12年版、牙山警察署、6丁）。既存の新興宗教研究では、信徒以外の民衆が信徒や宗教の教義にどのような視線を投げかけていたかという問題をほとんど扱ってこなかったが、このように非合理的な信仰から距離をおこうとした民衆も少なくなかったことを語っている点でも『酒幕談叢』は貴重だろう。

3 国際情勢・時事問題への関心

前章では、主に『酒幕談叢』各年版を通じて共通してみられる民衆の心性を考察したが、これ以外に、その時々々の国際情勢や時事問題についての鋭敏な関心も現れている。本章では、1911年末の辛亥革命および1914年の第一次世界大戦勃発に焦点を絞り民衆の反応を概観したい。

(1) 辛亥革命に対して

1911年10月の武昌起義によって始まった辛亥革命には、隣国の朝鮮人も大きな関心を寄せた。しかし、この問題については、既存の研究では、革命の朝鮮民族主義思想への影響・在中国独立運動家の革命への参加といった形で取りあげられているにとどまり⁶⁴、民衆の辛亥革命観について論じられたことはなかった。以下、『酒幕談叢』より辛亥革命への反応を探ってみよう（引用は特記なき限り12年版による）。

辛亥革命に対する朝鮮人の関心が高かったことは、「此頃ハ清国ノ内乱ノ状態ヲ知ラント欲シ毎日新新報又ハ外国新聞及朝鮮新聞等ノ購読者カ多クナレリ」（12年版、公州警察署、17丁）といった現象によっても知られる。しかし、新聞などの媒体を通じて正確な情報に接近しえた者は例外的であり、むしろ革命に関する不正確な情報が氾濫した。

62 趙景達、前掲書、189～190、298～299頁。

63 鶏龍山や車京石に対する関心は、12年版—大田警察署、3丁、保寧警察署、6丁などにも見られる。

64 趙東杰「1910年代 独立運動의 變遷과 特性」（同『韓民族主義의 成立과 獨立運動史研究』知識産業社、1989年）371～372頁、辛勝夏「睨觀 申圭植과 中国革命党人과의 關係」（『中国学論叢』編集委員会編刊『金俊燁教授華甲紀念 中国学論叢』1983年）、第3章、等。

武昌起義の後、清国各地で革命派と清朝政府の衝突が起こったが、これに対して日本政府は清朝に立憲君主制を採用するよう外交的圧力をかけようとして失敗に終わり、結局1912年初頭、清朝終焉と袁世凱の中華民国臨時大總統就任を見た。この一連の過程に対し、清国人が済州島へ来て戦争をしている（公州憲兵分隊、19丁）、日清間に戦争が勃発した（公州警察署、2、11丁）、日本軍が革命軍と闘い大勝利した（瑞山警察署、19丁）など、革命の当事者を理解していなかったり、日本の対革命政策についての誤った情報を伝えたりする談話は少なくなかった。また、革命の結果についても、黄興が大統領になった（天安憲兵分遣所、11丁）とか、明が再建された（洪州警察署、7丁）等々の誤伝が広まっていた。

このような状況下では、従来の研究が強調している革命軍や共和思想への共感は、限定的なものにとどまらざるをえなかった。「清国ノ革命党ハ戦勝ノ結果現政府ヲ倒シ新政ヲ聳立セリ実ニ其行動稱賛ヲヲ値ス朝鮮モ往年東学党蜂起ノ砌り事成ヲ得ハ今回ノ嘆ナカラン」（公州警察署、14丁）とのごとく、甲午農民戦争と辛亥革命を重ね合わせたり、革命の結果中国は「漸次文明国トナル」ことを予見したりする談話（公州警察署、15～16丁）も散見されるとはいえ⁽⁶⁵⁾、多数派とはいいがたい。これとは逆に、在朝鮮華僑の革命軍に賛同する言動に対し、「彼等ハ世界ノ大勢ヲ知ラザルモノ」と冷ややかに見る視線もあった（江景警察署、5丁）。このような認識は時期が下っても存在し、在朝鮮華僑から「貴様等ハ併合ダナンテ体ノヨイロ実テ国ヲ奪ハレタデハナイカ」といわれたのに対し、ある朝鮮人は「時勢ノ然ラシメタノダ貴様ノ国ハドータ毎年々々内乱ノ絶タコトハ無クオマケニ西洋各国カラ色々ノ干涉ヲ受ケテ将ニ分割セラレントシテ居ルデハナイカ」と抗弁したことが記録されている（15年版、鳥致院憲兵分遣所、21丁）。

辛亥革命に必ずしも共鳴できなかったのは、民衆が何よりも生活への影響という視点から革命に危惧を抱いていたことが大きい。この時期彼らが米価を初めとする物価騰貴に強い不満を持っていたことは、第2章第（2）節で言及したが、この問題と革命を関連づけ、米価が高いのは「清国ノ革命党蜂起ノ為メ其軍糧トシテ輸送スル」ためとみる者（公州憲兵分隊、26丁）は比較的多く見いだされる⁽⁶⁶⁾。また、広木唐木や衣服の輸入が途絶えることを懸念する声もあった（鴻山警察署、9～10丁、瑞山警察署、17丁）。

さらに革命の余波が朝鮮にまで及びはしないかという懸念も強かった。清国官軍の敗兵が朝鮮に入ってこないか（公州憲兵分隊、40丁、公州警察署、8、15丁）と述べる者や、「今般清国ノ動乱ニ付キ……甲午ノ年ノ様ニ日本軍ト衝突スル様ナ心配ハアルマイカ」（鴻山警察署、3丁）⁽⁶⁷⁾と、前記談話とは別の意味で甲午農民戦争時を想起した者もいた。またこれと関わり、朝鮮人が日本軍に徴兵されるのではないかとの風聞も広まっていた⁽⁶⁸⁾。

革命それ自体のみならず、革命に直面した日本についても、民衆の間には様々な情報が飛び交っていた。日本は辛亥革命を大陸進出の好機として利用しようとし、またそのために朝鮮は少なくとも一時期「満洲」出兵の拠点と想定されていた⁽⁶⁹⁾。民衆は、この

65 他に、共和思想との関連で辛亥革命に言及しているものとしては、公州警察署、12、15丁、洪州警察署、11丁があるが、肯定的評価を下しているのかどうかは判然としない。

66 この他、公州憲兵分隊、22丁、扶余憲兵分隊、9丁、公州警察署、22丁、大田警察署、5丁、江景警察署、3、5、6丁、瑞山警察署、11丁なども同様。

67 この他、扶余憲兵分隊、3丁、公州憲兵分隊、21丁、唐津警察署、4、5～6丁も同様。

68 天安憲兵分遣所、18丁、大田警察署、4、6丁。

69 松田「日本陸軍の 中国大陸侵略政策と 朝鮮—1910～1915年」（『韓国文化』第31号、2003年6月）第2章。

ような侵略意図をよく知っていた。不正確な情報を含むとはいえ、日本が出兵または出兵準備をしたとの風聞は少なくなかったし⁷⁰⁾、「[清国内乱を]傍觀シ保護ヲ与ヘザルハ……飽ク迄擾乱ニ委セ国勢ノ瘦弊ノ極ニ達スルヲ俟チ日本ガ出デト之ヲ併呑スルノ野心ナリ」(大田警察署、3~4丁)⁷¹⁾との観察は当時の日本の中国政策の本質を鋭く指摘したものと見える。

ただし、そのような日本の侵略主義を察知しながらも、これに対する朝鮮民衆の態度は一様ではなかった。

当時、総督府総務長官・石塚英蔵は、寺内正毅総督宛の書簡で、朝鮮人の辛亥革命への感想について報告し、「日本が昨年直ニ朝鮮を併合したるは幸運なり今年ならハ実行困難なりしならん」「韓国は不是待日本ニ併合せられたるハ朝鮮人ノ不幸なり」との声があると分析した⁷²⁾。確かに、『酒幕談叢』の中には、「支那朝鮮合同シ日本ト開戦ノ計画ニシテ土俵場トシテ朝鮮黃海道海州ト仮定シアル」(12年版、公州警察署、11丁)とのごとく、日本の支配を抜け出す好機として辛亥革命を捉えた者もいなかったわけではない。

しかし、民衆の対日感情はこのような側面ばかりではなかった。他方では、「朝鮮ハ清国力戦争スル度毎ニ幾程カノ影響ヲ蒙リテ居リシカ此度ハ日本ト併合ヲシタ為メ少シモ心配スルコトカナイト語り喜ヒ居レリト」(禮山憲兵分隊、9丁)、何等の影響がないのは「日鮮併合ノ賜」(瑞山警察署、21丁)等、日本の支配下で中国の内乱の影響を受けなくて済んだと考える安心感もみられる。やがて1930年代には逆に朝鮮民族は日本によって中国との15年戦争に巻き込まれていくことを思えば、これを楽観的に過ぎる認識と批判するのは容易だが、併合直後のこの時期には、日本の植民地となったことで他国の勢力角逐の場となることから抜け出せたとして併合を肯定ないし合理化する心情も働いたと考えられようか。

また、さらには、「清国ノ革命軍ヲ日本ニテ討伐ヲ為シ而シテ清国ヲ日本ノ保護國ト為セバ好カリソウナモノヲ何故之ガ干涉ヲシナイノデアロー」(瑞山警察署、15丁)との如く、日本と心情的に一体化し侵略を肯定する者さえいた。

さて、以上に見た『酒幕談叢』12年版の後は「13年版」の記録が飛んでいる。もし調査がなされていたら、1912年の明治天皇死去・大正天皇即位という興味深い事件に対する反応を知ることができたかも知れないが、この点は如何ともしがたい⁷³⁾。

続いて、『酒幕談叢』14年版には、時事的な問題として、1913年秋以降の寺内総督更迭説や1914年春の府郡廃合に対する風聞が現れているが、紙面の関係上簡単に概略のみ述べる。前者は、当時日本で第一次山本権兵衛内閣が植民地総督武官専任制の改革を

70 日本は1911年11月名古屋第3師団から歩兵1大隊・機関銃1小部隊を北清に派遣したが、積極的干渉を主張した陸軍の「満洲」出兵論は実現しなかった。しかし、天安憲兵分遣所、11、17丁、洪州警察署、9~10丁、大田警察署、1丁には、日本が軍艦百隻を派遣した、「満洲」出兵を行った等の風聞が見える。

71 日本の野心を指摘した談話としては、この他、公州警察署、3丁。

72 寺内宛石塚書簡、1911年11月18日(前掲『寺内正毅関係文書』86-6)。

73 ただし、残存している記録から推測する限りでは、天皇(制)に対する理解は内面化されているとは言いがたい。天長節や大正天皇即位の意味を解しかねている者は少なくなく(12年版、天安憲兵分隊、12丁、14年版、連山憲兵分隊、6丁)、「郡内有志者ノ發起ニ依リ天皇陛下永世不忘頌徳碑ヲ建設セントスル」(12年版、禮山憲兵分隊、1丁)との如く、天皇をあたかも朝鮮王朝期の郡守と同類と見なす動きもあった。

企図しており、このために寺内辞任説がしばしば新聞紙上に現れていた⁽⁷⁴⁾ことに伴う風聞である。これに対しては、後任人事の噂、総督交代でも統治は変化しないだろうという談話が見られた程度だった（天安憲兵分隊、9、17丁、禮山憲兵分隊、25丁、扶余憲兵分隊、30丁、大田警察署、45丁）。後者については、府郡廃合に伴う行政・警察機関の配置変更を懸念するもの（天安憲兵分隊、13丁、洪州警察署、36丁、鴻山警察署、62丁、牙山警察署、47丁）、歴史ある郡の消滅・衰退を嘆くもの（公州警察署、34丁、鴻山警察署、62丁）が見られた。

（2） 第一次世界大戦に対して

最後に『酒幕談叢』1915年版を通じて、第一次世界大戦勃発に対する民衆の反応を見よう。

1914年7月に起こった第一次大戦が深刻な民心の不安を呼び起こしたことは各種の資料に見いだせる。この時期の新聞は、大戦の余波で朝鮮も戦地になるとか朝鮮人も兵役にとられるといった流言が横行したことを伝えている（『毎日申報』1914年8月19日付、『朝鮮新聞』10月1日付）。また、8月日本がドイツに宣戦布告をし大戦に参加した際には、寺内総督は異例の論達を発し、対独戦争は「朝鮮ニ影響ヲ及ホスコトナカルヘシ」と強調し、また足下の官吏・警察に「人心ノ動揺ヲ未然ニ防止スヘシ」と呼びかけている⁽⁷⁵⁾。

無論、朝鮮人の中には「日本ハ……事ニ依ルト欧州ニ迄戦ヒニ行クカモ知レヌマア朝鮮人ハ戦争ニハ関係ナイ」と距離をおく態度も見られたが⁽⁷⁶⁾、少なからぬ部分で、3年前の辛亥革命時と似通った反応が見られた。多くの者は、生活への影響を懸念し、第2章（2）節で述べた増税を戦争と結びつけて理解しようとした。例えば、「戦争マテ起ッテ多クノ糧食カ要リ税金迄増シタノデ農民ハ甚タ困難デアル」（大田警察署、11丁）、「税金ガ無暗ニ増徴サレルノハ多分内地人カ戦争ニ往ク為メニ朝鮮総督カラモ金ヲ出ス為メデアロウ」（温泉里憲兵分遣所、26丁）といった談話が典型的なものである⁽⁷⁷⁾。また、先述したように、「朝鮮人モ戦地ニ行クダロワカ」（天安憲兵分隊、15丁）と徴兵を懸念した流言も生じた。当時、朝鮮駐屯2個師団増設が閣議決定を見たこと（1915年6月）や朝鮮での「軍人後援会」（在郷軍人会のことか）が普及しつつあったことに対しても、朝鮮人徴兵の前提ではないかと疑う者がいた（扶余憲兵分隊、32丁、瑞山警察署、42丁）⁽⁷⁸⁾。当時の日本陸軍は朝鮮人徴兵制をいまだ現実的な選択肢としては考慮していなかったが⁽⁷⁹⁾、辛亥革命時も含め、朝鮮人の中にこれほど早くから徴兵制への懸念が芽生えていたことは興味深い。

また、辛亥革命時同様、日本への一体感というべき心情も存在した。「今ト為テハ却

74 李熒娘「第一次憲政擁護運動と朝鮮の官制改革論」（『日本植民地研究』第3号、1990年8月）、参照。

75 『朝鮮総督府官報』1914年8月24日。

76 他に、大田警察署、11丁。

77 他に、大田憲兵分隊、6～7丁、鳥致院憲兵分遣所、23丁、温泉里憲兵分遣所、28丁、唐津警察署、36、38丁なども同様。

78 この他、朝鮮人徴兵に関する談話としては、舒川警察署、54丁。

79 この時期、川村景明軍事参議官談話（『京城日報』1916年10月5日）、秋山好古朝鮮軍司令官談話（『朝鮮時報』1917年8月18日）など断片的に見られる陸軍要人の認識でも、朝鮮人徴兵説は現実性を欠くとして否定されている。ただ、こうした談話が出されること自体は、当時の朝鮮人社会のなかで朝鮮人徴兵制が一定問題になっていたことを示唆している。

テ日本ニ併合サレタ方カヨカッタ青島ノ陥落ニハ支那人モ驚テ居ルトカ日本ハ世界ノ王国ダ」（15年版、公州警察署、4丁）、「日本ト英国ハ朝鮮ヲ開発シテクレルカラ其ノ勝利ヲ祈ラネハナラス若シカ日本カ負ケタナラ呉々モ戦場ニ出テ戦死セネバナルマイ」（15年版、禮山憲兵分隊、23丁）⁸⁰等である。日本が戦果を挙げ今や世界の強国にのし上がっていく姿を見て、併合を自ら合理化し日本帝国への包摂を志向した者もいたのである。

おわりに

小論では、植民地初期の忠清南道において、憲兵警察がその徹底した監視網のもと収集した記録である『酒幕談叢』を紹介した。これまで考えられてきた植民地下朝鮮民衆の姿よりも植民地支配体制に同調的・迎合的と見られる部分も含まれているが、それが資料自体のバイアスに基づくものかどうか慎重に考える必要があり、この点は今後の研究に待ちたい。その意味で、本稿がいまだ試論的段階にとどまることは断って置かねばならないが、この資料に即して言えば、その分析を通じて浮かび上がってきたのは、朝鮮民衆が、日本の植民地支配総体あるいは朝鮮王朝時代の支配体制・支配理念の変容・解体に対して、両義的な——時には矛盾に満ちた——イメージを抱いていた姿だった。序章で述べた「植民地的近代性」の議論との関連から論点を再整理すると以下のようになる。

第一に、『酒幕談叢』全体を通じてみると、朝鮮民衆は、日本の支配を指して——これに同調するにせよ批判するにせよ——「文明化」「文明の政治」という表現をしばしば口端に上らせていた。このことは、日本の支配様式を朝鮮王朝時代の支配体制と深く断絶したものと認識し、かつその断絶の重要な一面を「文明化」「近代化」という点に見いだしていたことを示している。「植民地的近代」は、植民地支配の始発時点にあって、漠然とではあれ、既にリアリティーを持った概念として形成されていたといえよう。そして、そのような「植民地的近代」認識が、学校や工場などの具体的な「規律装置」によって扶植されていたというよりは、旧支配体制の変容と解体をもたらしていた警察権力・行政権力の日常的な諸施策を通じて生み出されていたことも確認されよう。

とはいえ、第二に、この時期の民衆の支配体制への反応を単純に「近代性」という側面からのみ把握することはできない。確かに、『酒幕談叢』を見る限り、朝鮮民衆は、日本の支配に「文明」「近代」を見いだし、文明への憧憬、封建的身分制からの一応の解放など、日本の支配様式の「近代」的部分によって一定程度幻惑された部分もあった。その意味では、民衆は、日本の支配を根底から批判しうる論理をいまだ獲得していたとはいいがたい。しかし、反面、彼らは、生活を直接脅かしたり干渉したりする施策には、鋭く反応し不満を抱いた。道路建設のための夫役、高米価や増税、衛生事業をはじめとする日常的管理体制の導入などに対して示している否定的な反応は、生活に根ざした防衛主義的な態度とでも呼ぶことができよう。直ちに抗日意識に構造化されるものではなかったとはいえ、生活者としての素朴な心性こそが、植民地支配政策の抑圧的側面に対する絶えざる不満を通じて、「植民地的近代」の浸透が及ばない精神領域を維持させていたことは無視できないと考える。

第三に、このような民衆の心性は、『酒幕談叢』の調査時期に生じた辛亥革命や第一次世界大戦の勃発など、重要な国際的事件に対する反応にも窺うことができる。これらの事件について、民衆の多くは正確な知識を得ることは難しかったものの、相当に高

80 この他、温泉里憲兵分遣所、25丁、唐津警察署、37～38丁、洪城警察署、44丁なども同様。

い関心を寄せている。そこでの彼らの反応からも、抗日のみではない日本への複雑な視線、そして何よりも自己の生活への影響を基準にして関心の度合いを決定する姿勢を読みとることができる。また、一見、個人的利害の世界にとどまりそうな民衆の防衛主義的心性が、このように、実際には、しばしば国際情勢に開かれた鋭敏な関心として現れたことも注目しておいてよいだろう。

このような民衆の心性は、以後も、植民地期全体を通じて基調低音をなしていくことになると考えられる⁸¹⁾。今後は、その継起と変調の様相を具体的に追究していくことが課題になるだろう。

(付記) 本研究に当たっては、韓国延世大学国学研究院から研究費の支援を受けた。記して感謝申し上げます。なお、本稿はシンポジウムでの発表後一部書き改めた上で、松田『日本の朝鮮植民地支配と警察——1905～1945年』(校倉書房、2009年)に収録した。

81 例えば、15年戦争期における民衆の心性を研究した宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』(未來社、1985年)第I章、卞恩眞『日帝 戦時斗时期 (1937-45) 朝鮮民衆의 现实認識斗 抵抗』(高麗大学校大学院史学科博士論文、1998年)、松田「総力戦期の植民地朝鮮における警察行政—警察官による『時局座談会』を軸に」(『日本史研究』第452号、2000年4月)参照。